

## 小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会（仮称）設置要綱

（設置）

**第1条** 小田原市における再生可能エネルギーの事業化実現に向けた検討を行うため、小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 再生可能エネルギーの事業化の検討並びにそれに係る調査及び研究
- (2) 再生可能エネルギーの普及に係る啓発活動
- (3) 関係機関との連携及び協力
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

**第3条** 協議会の委員は、再生可能エネルギーの事業化に深い理解と知見を有する者から構成されるものとする。

2 前項の委員の構成は、別表のとおりとする。

（会長）

**第4条** 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（コーディネーター）

**第5条** 会長は、協議会の同意を得て、委員の中からコーディネーターを選出する。

2 コーディネーターは、協議会活動の核となり、事業化検討の着実な推進に努めるものとする。

（会議）

**第6条** 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員のほか、第2条の所掌事項について調査及び研究をするため必要と思われる者に協議会への出席を求めることができる。

(事業化検討チーム)

**第7条** 会長は、第2条の所掌事項について調査、研究するため必要と思われる場合、再生可能エネルギーの種類に応じた事業化検討チームを設置することができる。

2 会長は、協議会の同意を得て、事業化検討チームの構成員を選出する。

3 事業化検討チームの会議は、コーディネーターが招集し、統括する。

4 コーディネーターは、事業化検討チームの構成員のほか、事業化検討チームの調査及び研究をするため必要と思われる者に事業化検討チームへの出席を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、小田原市環境部環境政策課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年12月7日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

NO	氏 名	所属・役職
1	大 淵 啓介	株式会社ダイナシティ 代表取締役
2	志 澤 昌彦	株式会社ニッショー 代表取締役
3	鈴 木 大介	株式会社小田原衛生工業 代表取締役
4	鈴 木 悌介	小田原箱根商工会議所 副会頭
5	鈴 木 伸幸	FM小田原株式会社 放送局長
6	鈴 木 博晶	小田原市低公害車普及促進会議 会長
7	西 山 敏樹	慶應義塾大学特任講師 (政策・メディア研究科・教養研究センター) 博士
8	原 正樹	小田原ガス株式会社 執行役員 社長室長
9	古 川 晴基	新陽冷熱工業株式会社 代表取締役
10	蓑 宮 武夫	小田原市低公害車普及促進会議 副会長
11	山 口 健太郎	神奈川県 環境農政局 新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 課長
12	山 崎 淳一	さがみ信用金庫 営業統括部 業務企画担当 課長
13	井 澤 幸雄	小田原市 環境部 部長
オブザーバー	平 塚 二郎	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 課長補佐
オブザーバー	古 屋 将太	一般社団法人 日本再生可能エネルギー協会
オブザーバー	山 下 紀明	一般社団法人 日本再生可能エネルギー協会